

就学先決定までの流れ

5月 就学相談にける名簿作成

特別支援学校や特別支援学級等への進学や進級を考えておられる方は、各所属長に申し出てください。

[必要書類]

- ・生育歴(各所属からお渡します)
- ・診断書等(医療機関からの所見)
- ・発達検査(受検しておられてない場合は各所属長までお申し出ください)
- ・療育手帳等の写し(取得されている方のみ)

6月末～7月初旬 現地観察

田原本町教育支援委員が園や学校でのお子さまの様子を見学し、担任等からの聞き取りをします。

7月下旬～8月上旬 教育相談

保護者・お子さま・担任等・教育支援委員が町役場等で話し合いの場をもちます。保護者の方から家庭でのお子さまの様子を聞かせていただいたり、就学に向けての願いや思いを聞かせていただいたりします。

11月下旬 答申

田原本町教育支援委員会でお子さまの実態から必要な指導、保護者の願い、専門的な意見を含め検討します。その情報をもとに田原本町教育委員会が総合的に判断し、各所属長に答申を出します。その後所属長から保護者の方にその答申内容(望ましい就学先)をお伝えします。

12月下旬～1月上旬 県教育委員会へ申請書類提出

保護者の方の特別支援学級入級等の同意を確認させていただいた上、田原本町教育委員会より申請書類を奈良県教育委員会に提出させていただきます。

【田原本町教育支援委員会】

田原本町教育委員会が委嘱した委員(医師、学識経験者、校園長会代表等)が、障害のあるお子さまの適正な就学のための調査や相談、審議を行います。

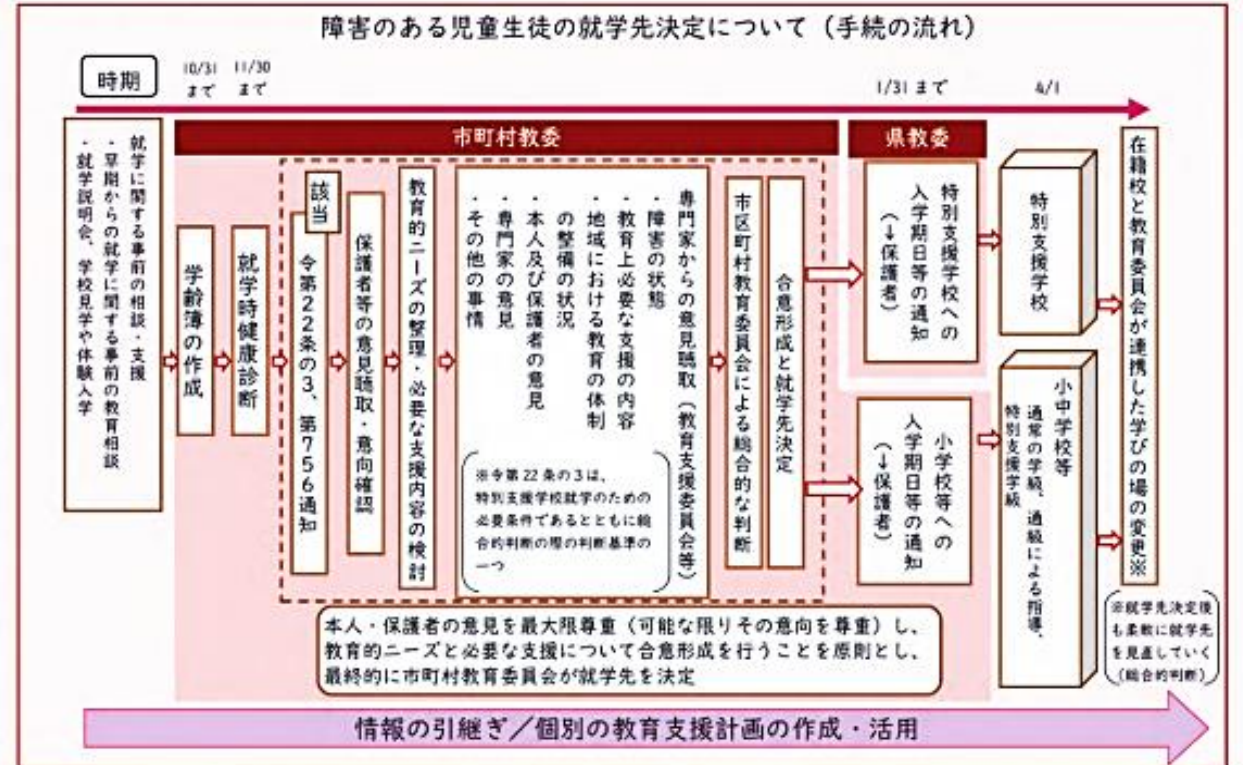
子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて

教育的ニーズを整理するには、

- ① 障害の状態や特性及び心身の発達の段階等
- ② 特別な指導内容
- ③ 教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

の3つの観点を踏まえることが大切です。

こうして把握・整理した、子ども一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。



市町村教育委員会は、障害のある子どもの障害の状態等の整理や、これまでの就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動を通じて整理された子どもの課題、本人及び保護者の意向等の結果を踏まえ、対象となる子どもの教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、本人及び保護者や学校等との合意形成を進めながら、法令に基づき就学先を決定することとなります。

奈良県教育委員会特別支援推進室

『障害のある子どもの教育的ニーズを踏まえた連続性のある「多様な学びの場」』より